



大阪弁護士会行政連携推進プロジェクトチームにおいて、当会会員であった山下真生駒市長（司法修習52期）のインタビューを行ったことがご縁となって（月報2012年9月号58項参照）、生駒市市民部課税課所管の滞納税債権の回収のため、当会に対し、相続財産管理人選任申立に係る申立代理人弁護士及び相続財産管理人候補者の推薦依頼がありました。

大阪府下で同様の問題でお困りの自治体がございましたら、大阪弁護士会行政連携推進PT（委員会部司法課 電話06-6364-1681）までお問合せください。

適正かつ公平な課税に向けて

生駒市の概要について

生駒市は周囲 60 キロメートル、面積 53.18 平方キロメートルで、奈良県の北西部に位置し、大阪府と京都府に接しています。西に標高 642 メートルの生駒山を主峰とする生駒山地が、東に矢田丘陵と西ノ京丘陵があり、そこに広がる本市は、東西約 8 キロメートル、南北約 15 キロメートルと南北に細長い形をしています。

自然環境の良さや交通の利便性から人口は伸び、平成 2 年に県下 3 番目の 10 万都市となり、平成 22 年末には 12 万人を超えるました。本市で特に有名なものとして、「高山茶せん」があります。

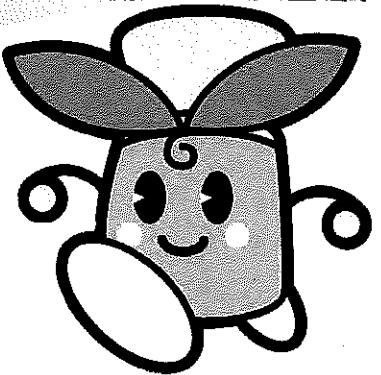
本市は、市民と事業者の参画も得ながら山下真市長のもと職員全員が、「関西一魅力的な住宅都市」を目指し、スマートコミュニティの推進、リニア新駅の誘致、生駒市民病院の建設、生駒駅前

生駒市市民部課税課 課長補佐 中山 義英

北口第二地区市街地再開発事業等を積極的に行っております。その結果、東洋経済新報社によりますと、住みよさランキング（2012 年度）で全国第 23 位（関西 3 位）、また、都市型自治体の中で安心・安全度は全国トップの評価を得ています。

課税課は、市民税係（9 名）、庶務係（3 名）、土地係（6 名）、家屋係（5 名）、管理職 3 名の合計 26 名で、市・県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課と税関係の証明書の発行が主な業務で、税金の徴収全般については収税課が担当しています。

本市の市税課税状況としては、個人市民税が景気低迷に伴う雇用調整や賃金の低下等により減少するなか、固定資産税は住宅地開発等により平成 22 年度・23 年度はそれぞれ前年度に比べ僅かながら上昇傾向にありましたが、平成 24 年度は 3 年ごとに土地と家屋の評価額を見直す評価替えの



△生駒市イメージキャラクター
たけまるくん

年に当たるため、前年度に比べ調定額が減少する状況にあります。

こうした状況のなか課税課市民税係においては、市民税未申告者の自宅に伺い、本人や家族から勤め先を確認して課税する未申告者実地調査を行い、その結果、平成23年度の未申告者実地調査により課税した市民税調定額は約2,100万円となっております。また、固定資産税係においては、課税漏れや不適正な課税がないよう航空写真等を利用して、未登記家屋の家屋調査や土地の現況地目調査を行っております。その結果、平成23年度調査により課税した固定資産税調定額は、約1,200万円となっております。課税課の職員全員が「調査しないことは課税権の放棄である。」という信念のもと、日々適正かつ公平な課税に努めています。

相続財産管理人制度を活用するに至った経緯について

まず、本市が「相続財産管理人制度」を活用するに至った経緯について説明しますと、固定資産税の納税義務者は、地方税法で毎年1月1日現在の所有者として登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳に登記または登録されている者と規定されています。(地方税法〔以下「法」という。〕第359条、第343条第2項)。

課税年度の1月1日以降に固定資産の所有者が死亡された場合は、納税義務を承継した相続人に納税してもらいます。また、課税年度の1月1日前に固定資産の所有者が死亡され、1月1日までに相続登記が完了していれば、新しい所有者に対して課税しますが、1月1日までに相続登記が完了していないときは、相続人が1名の場合はその者が「現に所有している者」として納税義務者となり(法第343条第2項後段)、相続人が複数の場合は、相続人全員の共有となり、連帯納税義務を負うことから、その中の代表者に「相続人代表

者指定届」を提出してもらい、全額を納税してもらうことになります。(民法第898条、法第9条の2、法第10条の2第1項)。

固定資産の所有者が死亡され、「所有権移転登記」や「相続人代表者指定届」の提出がない場合、さらに何らかの理由で「相続放棄」された場合も相続人調査を行います。

ただ、市外在住の本市固定資産所有者が死亡された場合には、相続人等から連絡がない限り、本市が死亡の事実を知るまでには時間を要するため、翌年度も死亡者たる所有者に納税通知書が送付されてしまうケースが数件あります。郵便局から宛先不明で返送された納税通知書のうち、市内在住の固定資産所有者については、直ちに調査を行い適切な処理を行いますが、市外在住の本市固定資産所有者については、所有者の住所地に生存や相続人等の確認調査を実施しても、回答までに時間を要することから、やむを得ず公示送達を行います。

市外在住の本市固定資産所有者の調査が遅れるのは、固定資産税の担当職員は、法務局から送られてくる税務通知書による家屋調査(新築・増築家屋、年間約600～700件)、土地の現地調査(年間約600件)、さらに未登記家屋調査、窓口・電話対応等といった日々の業務に追われ、これらの業務以外に死亡者の相続人調査等を行うことは時間的に厳しく、後回しになってしまふ実情があるからです。

こうしたなか、平成24年1月に死亡したある被相続人の相続人全員が裁判所に相続放棄の手続をされました。被相続人には市民税と固定資産税に滞納金がありました。このままでは、この滞納額を徴収できないばかりか、相続人全員が相続放棄しているので、相続財産(不動産)があるのに、来年度からは誰にも固定資産税を課税できない。さらに現地調査をすると、相続放棄した家族がその家屋に住んでいるではありませんか。生駒市は指を咥えて見ていくだけなのか。



このようなケースについて、他の自治体ではどのような処理をしているのかを問合せてみたところ、はっきりした答えはもらえず、何の解決方法も見つからない状況でしたが、更に調査を進めていたところ「相続財産管理人制度」があるという情報が入ってきて、関西では兵庫県の芦屋市、和歌山県の田辺市がこの制度を活用していることを知りました。

「相続財産管理人制度」について全く知識がなかったため、早速どういう制度なのかを調べたところ概要は次のようなことでした。

- (1) 不動産の所有者が死亡したが相続人が誰もない、あるいは相続人全員が相続放棄してしまった場合、利害関係のある者が自己の債権回収を図るために家庭裁判所に相続財産管理人選任申立を行うこと。このときに裁判所が定めた予納金を納めなければならないこと。
- (2) 家庭裁判所は相続財産管理人を選任し、選任された相続財産管理人は当該不動産について本当に相続人が誰もないのか調査を行い、一定の期間官報で公告し、相続人がいなければ不動産を任意売却し、これで売れない場合は競売で換価し、換価代金から相続財産管理人の報酬を差し引いた後、債権者に分配すること。
- (3) 相続財産管理人の報酬が、換価された金銭でまかなえる場合は予納金が全額戻ってくるが、まかなえない場合は不足分につき予納金が差し引かれること。

これらのこと踏まえ、現在公示送達になっている納税義務者について再調査を行ったところ、相続人不存在・相続放棄されている物件が数件あり、そのなかには隣人から、「隣の家には草が生い茂りこのままだと火災の恐れがあるため草を刈ってほしい」とか、「夜中に家の中に不審者が忍び込んでいる」とかいった苦情が市に寄せられていることもわかりました。

「相続財産管理人制度」を活用するかどうかにつ

いて課内で協議した結果、早急に活用すべきとの結論に至りました。活用すべきとする主な理由は、

- ① 死亡者課税は法的に問題であり、電算システム上の滞納額を増やすだけである。
- ② 被相続人に税の滞納があり、相続人全員が相続放棄されている場合は、その資産を売却することで、税の滞納分に充てができるうえ、新しい所有者が生まれることで将来にわたって税収入を確保できる。
- ③ 空き家を売却することで、火災・犯罪等の不安が解消され環境悪化の防止につながる。購入者が空き家を新たに活用することで地域の活性化につながる。
- ④ 適正かつ公平な課税を行える。といった理由です。

「相続財産管理人制度」を活用することを課内で決定したのち、市長・副市長に報告・了承をもらい、どの弁護士に依頼するかを相談したところ、市長から、行政と弁護士会の連携に積極的で、自治体債権管理研究会代表でもある、大阪弁護士会行政連携推進プロジェクトチーム事務局長の岸本佳浩弁護士を紹介していただき、当課と大阪弁護士会法律相談センターの弁護士紹介制度を通じて、相続財産管理人選任申立案件として2件の申込みをさせていただきました。申立代理人弁護士については、大阪弁護士会行政問題委員会及び弁護士業務改革委員会並びに自治体債権管理研究会所属の弁護士の方々を推薦していただき、一方、相続財産管理人候補者については、本市及び申立代理人所属委員会・研究会と関係のない弁護士の方々を推薦していただきました。

本市にとって初めての制度の活用です。申立及び予納金の費用は市民の税金を使うため、絶対にミスは許されない、必ず完結（相続財産管理人の報酬額以上で売却すること）させなければという想いだったので、岸本弁護士に大阪弁護士会との窓口になってもらったことは、とても心強く感じました。

その後、弁護士を交え数回打合せを行い、多くのアドバイスをもらって裁判所へは2件の申立をし、うち1件は、相続財産管理人が選任されたという状況です。まだ、2件とも完結まで至っておりませんが、この制度を活用したことで、上記①～④の効果を得られ、さらに、固定資産税の担当職員の意識の中に従来のやり方をそのまま踏襲するのではなく、適正課税かどうか自分で考え、まちがったやり方は変えていくという意識が芽生えたことに意義があったと思います。

相続財産管理人制度を活用する際の注意点について

この制度を活用する際の注意点として、物件が相続財産管理人の報酬額以上で売却できれば費用対効果はありますが、物件の中には税の債権に優先する担保物権が設定されていたり、市街化調整区域や都市計画法・建築基準法上の違反建築物、さらには不法占拠者がいる場合もあり、そのような物件は売却が難しく費用対効果は望めないということが挙げられます。「相続財産管理人制度」を活用するにあたり、事前に十分な情報を集め弁護士を交え吟味する必要があります。

最近になって、負債を抱えるために相続に関する納税や物件の維持管理が難しく、相続放棄するケースが増えてきて、同時に相続人が放棄したきりでそのままになっている空き家が目立ちます。

相続放棄しそのまま放置された家屋では、シロアリ・家屋の倒壊・犯罪・火災等周囲に及ぼす影響は大きいと考えます。

こうした空き家を本市が「相続財産管理人制度」を活用し、空き家の全てに買い手がつくなら、空き家の問題は解決されますが、買い手がつかないような物件が出てきた時に、費用対効果が望めないことからそのままにしておくのか、それとも費用対効果は少ないが住環境の整備が重要だとして制度を活用するのか、将来、市としては難

しい選択を迫られる場面も増えてくることが考えられます。

さらに最近は、増え続ける空き家に対処するため、「空き家等の適正管理に関する条例」の制定を模索している自治体が、本市をはじめ出てきました。この条例は、増え続ける空き家の所有者に適正な管理を求め、それでも管理ができていない管理状態の悪い空き家に関して、最終的には、所有者がいても自治体は手続きを経た上で強制撤去できる内容です。「相続財産管理人制度」を活用しようとしたが、費用対効果を望めず放置せざるを得なくなつた物件については、将来「空き家等の適正管理に関する条例」で強制撤去するという流れが、今後全国の自治体で強まると考えられます。

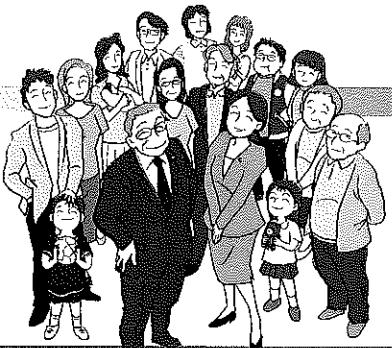
最後に

本市の平成24年度の固定資産税納税義務者数は51,885人で、そのうち毎年約300人前後の納税義務者の方が亡くなられ、さらにその内から相続人不存在・相続放棄となる物件が毎年1～2件発生しており、今後はもっと増えることが予想されます。

奈良県下の市町村で「相続財産管理人制度」を活用するのは本市が最初です。まだスタートしたばかりで、将来どんな問題が起るかは予想できませんが、大阪弁護士会の方々のご協力を得て、相続人不存在・相続放棄等の案件について一つの方向性ができ、本市として新しい一步を踏み出すことができました。これからも大阪弁護士会の方々との連携を密にし、事業を進めていきたいと考えています。

「いつかやろう」とか「落ち着いてからやろう」と考えていては、いつまでたってもやれません。「適正かつ公平な課税を」と考えるなら、即行動すべきです。

今回、本稿掲載に至りましたのは、今までの本市と同様の死亡者課税について、何かいい方法はないかと悩んでおられる自治体において、本市の取組みがほんの少しでも参考になればという思いからです。



OBA MJ 連載

Vol.13 行政連携

【大阪市の事例】

債権管理・回収に係る研修会 ～大阪弁護士会 自治体債権管理研究会との連携～

大阪市 財政局 稅務部 市債権管理担当課長 坪内 智子

大阪市の債権回収に関する取組み状況

本市では、非常に厳しい財政状況が続くなか、収入確保はもとより、公平性・公正性の確保の観点からも未収金対策は喫緊かつ重要な課題となっており、「新たな未収金を極力発生させない」・「既存未収金の解消」の2本柱で全庁的な未収金対策に取り組んでいます。

具体的には、平成20年4月に設置した「大阪市債権回収対策会議」において、各所属が定めた債権別の回収目標数値の達成状況についての進捗管理を行うとともに、効果的・効率的な徴収・適正な債権管理及び早期の滞納整理についての総括的指導を実施しています。

また、平成24年8月に財政局税務部内に設置した「市債権回収対策室」においては、これまで各債権毎に設置していた未収金回収部署の一部を集約することで、強制徴収権のある公債権について滞納者の財産情報等を共有し、市税の徴収ノウハウを活かした、より効果的・効率的な徴収の実施及び滞納整理の強化を図るほか、各所管局の取組みに対する支援や指導を行っています。

大阪弁護士会自治体債権管理研究会への講師依頼

市債権回収対策室では、各所属に対する債権管理・回収業務の支援の一環として、各所属で債権管理・回収業務に従事する職員を対象に、債権管理・回収に係る研修会を平成20年度から開催しています。

平成23年度までは、主に民法を専門に研究されている大学教授・准教授に講師を依頼し、時効・保証・

相続など債権管理・回収に関係の深い分野を中心に講義をしていただきましたが、研修後の受講者からのアンケートに「より実務に即した研修をしてほしい」という意見が多かったことから、平成24年度の研修会は、講師を弁護士などの債権管理・回収に係る実務家に依頼することを検討していました。

そのような折、大阪府と本市のさらなる連携の観点から、大阪府の債権管理・回収に係る研修会を聴講させていただいたところ、その講師をされていたのが弁護士木虎孝之先生でした。そのご縁で、平成24年7月初旬に木虎先生を通じて大阪弁護士会に本市の債権管理・回収に係る研修会の講師を依頼させていただきました。その後は、木虎先生と講師選任や、研修開催日の調整などを主にメールでやりとりさせていただきました。最終的には、木虎先生のほか、前川直輝先生、楠博匡先生、福岡洋一先生、山本大輔先生の合計5名の弁護士の方々を講師としてお招きすることとなりました。

また、「自治体債権の管理・回収の重要性や枠組み」・「保証・時効・相続・破産などに係る債権管理・回収の基礎知識」を中心とした初心者向けの内容で研修をしていただくようお願いしました。その理由は、債権管理・回収に係る知識・経験が十分ではない職員が多いと考えられるためです。本市で債権管理・回収業務に携わっている職員のほとんどは、債権管理・回収業務だけではなく他の業務もかけもちしており、当該職員にとって債権管理・回収業務に割ける時間は必ずしも多くないことがその背景にあります。

なお、具体的な研修内容につきましては、事前にお会いして決めることになりました。



事前打合せ

研修内容に係る事前打合せは、平成24年8月31日に大阪弁護士会館で行いました。講師予定の5名の弁護士を含め11人の弁護士と市債権回収対策室の職員3名が出席し、打合せ時間は1時間30分程度でした。

本市側としては、稿頭で記載したような本市の状況を説明させていただいた後、初心者向けの内容にしていただきたい旨をお伝えさせていただきました。

その後、先生から研修の骨子案をお示しいただき、その骨子案をベースの打合せとなりましたが、事前に木虎先生に研修内容に係る要望をお伝えしておりましたので、骨子案は本市が期待していたとおりのもので、スムーズな打合せ作業となりました。なお、お示しいただいた骨子案は実際に行った研修内容（後掲）の項目とほぼ同様のものでした。

また、受講者に対して研修の前にアンケートをとることで、受講者の知りたいこと・疑問に思っていることなどを抽出し、研修内容に活かすことができるというアドバイスを先生からいただき、受講者に対して事前アンケートをとることにしました。

研修会に係る打合せはこの1回のみでしたが、非常に有意義な打合せをさせていただくことができました。打合せ後は、木虎先生と主にメールで事前・事後アン

ケートの項目や研修内容の骨子を確定していきました。

研修実施

研修会は、平成24年10月15日（月）・23日（火）の2日間にわたり、合計約8時間、約120名の職員を対象に、大阪市の研修所（大阪市職員人材開発センター）で行いました。具体的な研修内容は次のとおりです。【表参照】

どの単元につきましても、具体的な実務事例を交えてお話ししていただきましたので、非常にわかりやすく、実務に直結するような研修内容でした。事前アンケートでの「債権管理・回収について知りたいこと」の集約結果を研修内容にとりいれていたことも受講者の理解に役立ったと思います。

また、1コマ目の研修では、木虎先生と山本先生との対話形式で研修を進めていくつござつたり、その他の単元の研修でも事例検討などの場面において受講者を指名して答えさせるなど、講師による一方的な話に終始しないような工夫もしていただきました。

さらに、事前アンケートにおける「日常の実務における課題・問題点」の集約結果も活用し、それに対しても回答していくく時間を設けていたいたり、研修項目に限らず、日常の債権管理・回収業務での疑問点について、質問する時間を多めに設けていただ

【表】研修内容

開催日	研修時間	講師	内容
10月15日(月)	【1コマ目】 13:30~15:10	木虎先生 山本先生	1 債権管理・回収業務を適切にしなければならない理由 ①自治体財政収入の安定的確保、②不作為と住民訴訟・損害賠償のリスクなど 2 債権管理・回収業務の流れ ①債権の定義、②債権の発生から消滅までのライフサイクル、③債権管理に係る長の裁量、法令の定めなど 3 滞納債権の現状把握・原因分析・対策などについて
	15:10~15:20	—	休憩
	【2コマ目】 15:20~17:00	前川先生	1 保証 ①保証の意味、②保証債務の性質 2 時効 ①時効の意味、②時効の中止、③時効援用の効果、④時効利益の放棄、⑤保証人がいる場合の消滅時効の管理 3 相続 ①一般的な知識、②事例検討、③債務の相続、④相続放棄、⑤主債務者・保証人の相続と管理上の注意
	17:00~17:05	—	休憩
	17:05~17:20	木虎先生 山本先生 前川先生	質疑応答、事後アンケート記入

開催日	研修時間	講師	内容
10月23日(火)	【3コマ目】 13:30~14:30	楠先生	<p>1 破産 ①破産の意義、②破産手続の流れ、③受任通知・債権調査票、④破産申立、⑤破産手続開始決定、⑥同時廃止・異時廃止、⑦債権届出・債権調査、⑧破産手続終了後の債権、⑨免責、⑩保証人に対する請求、⑪保証人の破産、⑫事例検討</p> <p>2 民事再生 ①民事再生手続全般、②小規模個人再生手続、③保証人に対する請求</p>
	14:30~14:40	—	休憩
	【4コマ目】 14:40~16:00	福岡先生	<p>1 滞納発生時の対処法 (1)日常の債権管理のポイント ①履行期の把握、②折衝経過の正確な記録化 (2)滞納に対する初動 ①督促・催告、②納付相談等、③保証人への請求、④納付資力及び財産の調査</p> <p>2 法的回収手続・保全処分 (1)債務者の財産保全のための手続(民事執行手続) (2)支払督促・通常訴訟など債務名義を得るための手続 (3)強制執行手続・財産開示手続</p>
	16:00~16:10	—	休憩
	16:10~17:20	講師全員	事前質問への回答、質疑応答、事後アンケート記入

いたりしたことも受講者にとって非常に有益だったと思
います。

受講者の反応

受講者の大半は債権回収業務従事年数が1・2年とい
った経験の浅い職員だったこともあり、受講後にとつ
たアンケートでは「基礎的なことがわかつて非常によか
った」・「実務的でとても参考になった」などの意見が多く、
大変好評でした。

また、第2回の研修の最後に質疑応答の時間を多め
に設けたことも受講者に好評でした。質問の多くは、日
常の実務の疑問点に関するものでした。日ごろ、弁護士
などの専門家に相談する機会がほとんどないことがその主
な理由だと思います。受講者からは「もっと多くの時間
を質疑応答の時間に割いてほしい」という意見もありま
したので、平成25年度の研修においては、質疑応答
の時間をより多く設けたいと考えています。

今後について

平成25年度以降も大阪弁護士会と連携させていた
だいてこのような研修を実施していきたいと思ってい
ます。平成24年度の研修は8時間という限られた時
間でしたし、受講者からも「内容が盛りだくさんであ

るにもかかわらず、研修時間が短く、ついていくのが
やっとだった。」という意見もありましたので、平成25
年度は研修時間を増やして開催することを検討しています。

また、研修会の開催時期につきましては、受講者には
研修会で得た知識を当年度の債権管理・回収業務
にできるだけ活かしてもらいたいと考えております
ので、講師との調整がつくようでしたら、平成25年度
のできるだけ早い時期(5月～7月あたり)に開催し
たいと考えています。

最後に

本市の多額な未収金を効果的に解消していくためには、
現場で徴収事務に携わる職員のスキルの向上が必要不
可欠です。これからも大阪弁護士会と連携させていただき、
そのようなスキルの向上に直接繋がる研修会を検
討していきたいと考えています。

最後に、講師の皆様や弁護士岸本佳浩先生をはじめ
大阪弁護士会自治体債権管理研究会の皆様方には、
研修本番だけでなく打合せや研修の準備などにもお力
をいただきましたこと誠に有難く、この場をお借りし
て厚く御礼申し上げます。